

税法実務コース「海外勤務者と外国人の出国・入国・滞在時の国際税務」

学習スケジュール

回数	学 習 テ ー マ		内 容
第 1 回	第 1 章	テーマ 1 居住者・非居住者判定 テーマ 2 課税範囲について テーマ 3 国内源泉所得の範囲 テーマ 4 恒久的施設 テーマ 5 租税条約 テーマ 6 実務上の留意点	海外勤務者の国際税務の取り扱いのベースとなる居住者・非居住者の判定と、それぞれの課税範囲について学習します。
	第 2 章	テーマ 1 非居住者となるタイミング テーマ 2 出国時年末調整 テーマ 3 準確定申告及び確定申告 テーマ 4 非居住者の納税地 テーマ 5 役員の取り扱い テーマ 6 住民税の取り扱い	国内で勤務をしていた方が、海外勤務となった際の出国時の取り扱いについて学習します。
第 2 回	第 3 章	テーマ 1 出国後の給与課税について テーマ 2 出国年度の所得税計算 テーマ 3 海外勤務期間中の確定申告 テーマ 4 海外勤務期間の所得税計算	海外勤務となった場合の海外勤務期間中の取り扱いについて学習します。
	第 4 章	テーマ 1 帰国時の取り扱い テーマ 2 帰国者の各種所得控除 テーマ 3 帰国後の住民税の取り扱い テーマ 4 帰国年度の所得税計算	海外勤務から帰国して国内勤務となった際の取り扱いについて学習します。
第 3 回	第 5 章	テーマ 1 納税管理人とは テーマ 2 納税管理人の手続	出国及び海外勤務期間中に納税事務を行う納税管理人について学習します。
	第 6 章	テーマ 1 来日外国人の課税範囲 テーマ 2 来日外国人に固有の論点	外国人が来日して居住者となった際の取り扱いについて学習します。
	第 7 章	テーマ 1 短期滞在者免税 テーマ 2 研修生受入に係る税務 テーマ 3 留学生アルバイトに係る税務	短期滞在者、研修生及び留学生に関する税務の取り扱いについて学習します。
	第 8 章	テーマ 1 国外転出時課税の概要 テーマ 2 国外転出時課税詳細	居住者が国外に転出する際の国外転出時課税について学習します。

※講義内容については変更になる場合があります。予めご了承ください。

税法実務コース

「海外勤務者と外国人の出国・入国・滞在時の国際税務」

CONTENTS

第1章 非居住者判定及び課税所得範囲

テーマ1 居住者・非居住者判定	2
■どのような基準で居住者・非居住者と判定されるか	
テーマ2 課税範囲について	6
■居住者と非居住者の課税範囲の違いについて	
テーマ3 国内源泉所得の範囲	8
■非居住者でも日本の税金を課される国内源泉所得とは	
テーマ4 恒久的施設	10
■恒久的施設（P/E）とは	
テーマ5 租税条約	12
■国内法と租税条約との関係	
テーマ6 実務上の留意点	14
■居住判定及び課税所得についての実務上の留意点	

第2章 海外勤務者の税務I（出国関連）

テーマ1 非居住者となるタイミング	22
■居住者はいつから非居住者となるか	
テーマ2 出国時年末調整	26
■居住者が非居住者となる場合の年末調整とは	
テーマ3 準確定申告及び確定申告	30
■居住者が非居住者となる場合の確定申告とは	

テーマ4 非居住者の納税地 34

■非居住者が日本の税金を課される場合の納税地

テーマ5 役員の取り扱い 38

■出国する者が役員である場合

テーマ6 住民税の取り扱い 40

■出国して非居住者となった際の住民税は

第3章 海外勤務者の税務II (海外勤務期間)

テーマ1 出国後の給与課税について 44

■出国後に支払われる給与の取り扱い

テーマ2 出国年度の所得税計算 50

■出国年度の所得税額計算ケーススタディ

テーマ3 海外勤務期間中の確定申告 54

■海外勤務中に確定申告が必要な場合の手続

テーマ4 海外勤務期間の所得税計算 60

■海外勤務期間の所得税額計算ケーススタディ

第4章 海外勤務者の税務III (帰国年度)

テーマ1 帰国時の取り扱い 66

■帰国した際の税務の手続及び課税関係

テーマ2 帰国者の各種所得控除 72

■帰国年度の控除の取り扱いはどうなるか

テーマ3 帰国後の住民税の取り扱い 74

■帰国した際の手続き及び課税関係

テーマ4 帰国年度の所得税計算 76

■帰国年度における所得税額計算ケーススタディ

第5章 納税管理人

テーマ1 納税管理人とは	80
--------------	----

■納税管理人の役割とは

テーマ2 納税管理人の手続	84
---------------	----

■納税管理人が行う手続きとは

第6章 居住外国人に関する税務

テーマ1 来日外国人の課税範囲	86
-----------------	----

■来日した外国人に対する日本の課税範囲について

テーマ2 来日外国人に固有の論点	92
------------------	----

■本邦の所得税において来日外国人に固有の論点とは

第7章 短期滞在者及び研修生等の税務

テーマ1 短期滞在者免税	98
--------------	----

■183日ルールとは（国内法と租税条約）

テーマ2 研修生受入に係る税務	102
-----------------	-----

■企業が研修生を受け入れた場合の所得税について

テーマ3 留学生アルバイトに係る税務	104
--------------------	-----

■海外からの留学生をアルバイトとして雇用した場合

第8章 国外転出時課税制度

テーマ1 国外転出時課税の概要	108
-----------------	-----

■国外転出時課税は3つの種類がある

テーマ2 国外転出時課税詳細	110
----------------	-----

■国外転出をする場合の課税の詳細

1

居住者・非居住者判定

Theme

どのような基準で居住者・非居住者と判定されるか

1. 居住者と非居住者の課税範囲の違い

居住者は、日本国内で稼得した所得のみならず、世界中のどこで稼得した所得であっても、原則としてその全てについて日本の所得税又は法人税が課されることとなります。(*)。

それに対し、非居住者や外国法人は、日本国内で事業を行い、あるいは日本国内の資産に投資を行ったことなどにより稼得した「国内源泉所得」についてのみ、日本の所得税又は法人税が課されることとなります。



居住者に該当するか、それとも非居住者に該当するかによって、課税される所得の範囲が異なるため、まずは「居住者・非居住者」の判定を行うことが必要となります。

・居住区分と課税範囲

居住区分	所得の種類	課税範囲
居住者(*)	国内源泉所得	課税
	国外源泉所得	課税
非居住者	国内源泉所得	課税
	国外源泉所得	非課税

(*)但し、居住者のうち「非永住者」に該当する者については、国内源泉所得以外の所得（国外源泉所得）のうち、国外で支払を受け、又は日本国内へ送金されないものについては、日本で課税されないこととなっています。

2. 居住者、非居住者判定

居住者とは

居住者とは、日本国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する者と規定されています（*）。

非居住者とは

非居住者とは、居住者以外の者と規定されています。すなわち、日本国内に住所を有さない、又は居所を有する期間が1年未満の者が非居住者とされます。

(*）居住者については、非永住者以外（永住者）と非永住者の区分がされており、非永住者とは居住者のうち、日本国籍を有しておらず、かつ過去10年以内において日本国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下の者が該当します。

・個人の納税義務者の区分

納税義務者		定 義		
個人	居住者	永住者	国内に住所を有する 又は 国内に引き続いて1年以上居所を有する	非永住者以外の居住者
		非永住者		居住者のうち (1) 日本国籍を有していない かつ (2) 過去10年以内において 日本国内に住所又は居所 を有していた期間の合計 が5年以下
	非居住者	国内に住所を有さない かつ 国内に引き続いて1年以上居所を有しない		

3.住所とは

民法上の規定

住所については、所得税法において特に定義がないため、民法上の住所の規定（民法 22 条）を借用し「各人の生活の本拠」をもってその者の住所と判断することとなります。

所得税基本通達

また、所得税基本通達において、住所とは各人の生活の本拠をいい、生活の本拠であるかどうかは「客観的事実」において判定することとされています。



「客観的事実」として実務上は以下の事項を総合検討したうえで、生活の本拠が国内にあるか否かの判定を行うこととなります

その者の住所はどこか

どういう職業についているか

国内で生計を一にする配偶者や親族がどこにいるか

所有資産の所在はどこか等

4.居所とは

居所（民法 23 条）についても所得税法において規定はありませんが、一般的概念からは、居所とは生活の本拠というほどの密着度の高いものではないが、相当の期間継続して居住し生活を営んでいる場合の当該場所が居所と考えられています。

5.住所の推定とは

国内に住所を有すると推定する場合

国内に居住することとなった個人が次のいずれかに該当する場合には、その者は、国内に住所を有する者（居住者）と推定されることとなります。

その者が国内において、継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有すること。
その者が日本の国籍を有し、かつ、その者が国内において生計を一にする配偶者その他の親族を有すること
その他国内におけるその者の職業及び資産の有無等の状況に照らし、その者が国内において継続して1年以上居住するものと推測するに足りる事実があること

国内に住所を有しないと推定する場合

国外に居住することとなった個人が次のいずれかに該当する場合には、その者は、国内に住所を有しない者（非居住者）と推定されることとなります。

その者が国外において、継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有すること。
その者が外国の国籍を有し又はその外国に永住する許可を受けており、かつ、その者が国内において生計を一にする配偶者その他の親族を有しないこと、その他国内におけるその者の職業及び資産の有無等の状況に照らし、その者が再び国内に帰り、主として国内に居住すると推測に足りる事実がないこと。